

## 新旧対照表（測量業務共通仕様書）

新旧対照表（測量業務共通仕様書）

旧（令和6年10月）	新（令和7年10月）	摘要
<p>第112条 打合せ等</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」<u>※に努める。</u></p> <p>※ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスpons」<u>※1「<u>「</u>Wiークリースタンス」<u>※2</u>に努める。</u></p> <p>※<u>1</u> ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p><u>※2</u> ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</p>	追加
<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和<u>2</u>年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和<u>7</u>年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	更新